

山梨県公報

号外第二十号の二

平成二十七年

三月三十一日

火 曜 日

目 次

条 例

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

○山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 法人事業税の外形標準課税の拡大等

(2) 資本割の課税標準である資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする。

(3) 法人県民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一する。

(二) 不動産取得税の特例措置の創設

宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、二年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合に税額を減額する。

(三) 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

減税対象車が達成すべき燃費基準を平成三十二年燃費基準に置き換えるとともに、平成三十二年燃費基準が未達成となる現行の減税対象車について、その一部を引き続き減税の対象とする措置を二年延長する。

(四) 軽油引取税の課税免除措置の見直し

課税免除の特例措置の一部を廃止するとともに、その他の部分を三年延長する。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(税務課)

1 租税特別措置法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(税務課)

1 租税特別措置法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

3 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とする。

4 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、法第五十二条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とする。

5 法第五十二条第三号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とする。

ととした。
2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十八号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
第三十条第三項を次のように改める。

3 法第五十二条第二項第一号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、法第五十二条第四項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。)

現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第五十二条第二項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とする。

4 法第五十二条第二項第二号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、法第五十二条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とする。

5 法第五十二条第三号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額が」とする。

算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第五十二条第二項第三号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第三十八条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第六十一条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

附則第十条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「地方団体の」を削り、同条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

4 知事は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行った後、当該改修工事を行った当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 第五十八条第五項の規定は前項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額について、第六十条から第六十二条までの規定は当該不動産取得税に係る税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付についてそれぞれ準用する。この場合において、第五十八条第五項中「第一項又は第二項の規定の適用を受けるべき者は、前項前段又は第六十条第一項の規定による申告をしてしている場合にあつてはこれらの規定による申告をした日後、政令で定める場合に

該当しこれらの規定による申告をしていない場合にあつては当該土地を取得した日後、当該土地の上に特例適用住宅が新築され、又は当該土地の上にある特例適用住宅若しくは耐震基準適合既存住宅等を取得したときは、速やかに」とあるのは「附則第十条の二第四項の規定により減額を受けようとする者は」と、「に当該事実を証明するに足る書類を添付して、これを」とあるのは「を」と、同項第二号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「地番、地目及び地積」とあるのは「構造及び延床面積」と、同項第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第四号中「特例適用住宅の着工及び完成の年月日（耐震基準適合既存住宅等の建築及び取得の年月日）」とあるのは「改修工事対象住宅の建築年月日及び改修工事完了年月日」と、第六十条第一項中「第五十八条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十条の二第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地」とあるのは「附則第十条の二第四項に規定する改修工事対象住宅（次項及び第六十二条において「改修工事対象住宅」という。）と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「当該土地の上」に二年以内に特例適用住宅が新築されること又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を一年以内に取得することを」とあるのは「当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅を住宅性能向上改修住宅とした上で個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを」と、「土地の取得の」とあるのは「改修工事対象住宅の取得の」と、同項第二号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「地番、地目及び地積」とあるのは「構造及び延床面積」と、同項第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第四号中「特例適用住宅の着工及び完成予定年月日（耐震基準適合既存住宅等の建築年月日及び取得予定年月日）」とあるのは「改修工事対象住宅の建築年月日及び改修工事完了予定年月日」と、第六十一条中「第五十八条第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第十条の二第四項」と、第六十二条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第五十八条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十条の二第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「地番、地目及び地積」とあるのは「構造及び延床面積」と、「特例適用住宅の着工及び完成年月日（耐震基準適合既存住宅等の建築及び取得年月日）」とあるのは「改修工事対象住宅の建築年月日及び改修工事完了年月日」と読み替えるものとする。

附則第十条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」

に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則第十条の五第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五第一項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の五の四第七項」を「附則第十二条の五の四」に改め、同項第四号中「次条」の下に「及び附則第十二条の五の四」を加え、同号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(1)中「及び次条」を「次条及び附則第十二条の五の四」に改め、同号イ(3)中「エネルギー消費効率（以下この条及び次条）」を「エネルギー消費効率（以下この項、次条及び附則第十二条の五の四）」に、「次項」を「以下この号及び附則第十二条の五の四」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「もの（以下この条及び次条）」を「もの（次条及び附則第十二条の五の四）」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次条及び附則第十二条の五の四において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五第一項第五号ロ(3)及び同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第十二条の五の二第二項中「附則第十二条の五の四第四項から第七項まで」を「附則第十二条の五の四第六項から第十項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を

「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第二項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十二条の五の四第四項から第七項まで」を「附則第十二条の五の四第六項から第十項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二第三項第二号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十二条の五の四第六項から第十項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに

行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次

のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の二に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十二条の五の四第六項から第十項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第四号中（「同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。」）を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二

十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第五項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の四第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

で府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の四第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の五の四第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「平成二十七年三月三十一日（第一号）」を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」

に、「であつて」を「次項において「バス等」という。」であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。)で府令で定めるものに」を「で府令で定めるもの(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下」に改め、「除く」の下に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で府令で定めるものに」を「車両安定性制動装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下」に改め、「(府令で定めるけん引自動車に限る。)」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で府令で定めるものに」を「車両安定性制動装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十二条の五の四第七項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。
10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制動制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(府令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日(第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第十二条の五の四第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第十二条の五の四第五項」を「附則第十二条の五の四第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の五の二第四項第一号に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、

次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十二条の五の二第四項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の五の二第五項に掲げるガソリン自動車

二 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の十三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
附則第十二条の十三第一項第五号中「陶磁器製造業、木材加工業」を「木材加工業」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改める。

附則第十二条の十五の三中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定

による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第五十三条第一項の規定によつて申告納付する法人で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十三条第二項の規定によつて申告納付する法人及び同条第三項の規定によつて納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第三十条第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正前の法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しないものとする。この場合において、この条例による改正前の山梨県県税条例第三十条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十二条の十三第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十九号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和四十五年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十二条第一項の表の第一号イ又は第四十五条第一項の表の第一号イ」を「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。